

総務常任委員会

1 開 議 令和7年12月15日(月) 午前10時00分

2 場 所 委員会室1

3 付議事件及び順序

日程第1 議案第71号 大田原市公共施設等における放置自動車の処理に関する条例の制定について

日程第2 議案第72号 大田原市公共施設等における放置自転車等の処理に関する条例の制定について

日程第3 議案第73号 大田原市職員等の旅費に関する条例の制定について(全部改正)

日程第4 議案第74号 市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第75号 公益的法人等への大田原市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 総務常任委員会の閉会中の継続調査申出について

総務常任委員会名簿

委員長	滝田一郎	出席
副委員長	津守那音	出席
委員	深澤正夫	出席
	秋山幸子	出席
	小野寺尚武	出席
	大豆生田春美	出席
	櫻井潤一郎	出席

当局	経営管理部長	鈴木浩行	出席
	総務課長	遠藤久子	出席

事務局	三輪律子	出席
-----	------	----

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（滝田一郎）

ただいまの出席委員は7名であり、定足数に達しております。これより総務常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

当局の出席者は、鈴木経営管理部長、遠藤総務課長です。

◎議案第71号 大田原市公共施設等における放置自動車の処理に関する条例の制定について

○委員長（滝田一郎） それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1、議案第71号 大田原市公共施設等における放置自動車の処理に関する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

経営管理部長。

○経営管理部長（鈴木浩行） 議案第71号 大田原市公共施設等における放置自動車の処理に関する条例の制定については、市が管理する公共施設等に自動車が放置された場合の、放置された自動車の処理方法を定めるため新たに制定するものでありまして、初日にご説明をいたしました。改めて総務課長よりご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（滝田一郎） 総務課長。

○総務課長（遠藤久子） 議案第71号 大田原市公共施設等における放置自動車の処理に関する条例の制定についてご説明をいたします。

17ページの議案書補助資料を御覧ください。議案の概要であります。市が管理する公共施設等に自動車が放置された場合、当該公共施設等の機能を速やかに回復するため、放置自動車の処理について必要な事項を定めるものであります。

条例の内容についてご説明いたしますので、14ページにお戻りください。第1条は目的を定めたもので、市有地等の利用上または管理上の障害を除去し、その機能を速やかに回復し、公共施設等の景観の維持を目的とすることを規定いたします。

第2条は、第1号から第5号まで用語の意義を定義し、第3条で放置の禁止について規定いたします。

第4条第1項、第2項で、放置自動車を発見した際には、市長は職員に放置自動車の状態、所有者の調査をさせることとし、その際には身分証明書を携帯することを規定いたします。

また、第3項で、調査の権限は犯罪捜査のためではないことを規定いたします。

次のページに移りまして、第5条は撤去についての警告書の貼り付けについて、第6条は撤去の勧告について、第7条は撤去命令について規定いたします。

第8条第1項は、撤去命令に従わない場合、所有者等が不明な場合など、放置自動車を移動、保管ができる旨を規定し、第2項で緊急の場合、撤去できる旨を、第3項で移動、保管したことを表示、告示することを規定いたします。

第9条は、所有者に返還する場合の手続について規定し、第10条第1項で所有者などが不明な場合には廃物認定ができる旨を、第2項で認定する際には専門的知識を有する者から意見を聞くことを規定いたします。

次のページに移りまして、第3項は廃物認定した放置自動車について告示することを規定します。

第11条は、廃物認定をした放置自動車の廃棄について規定し、第12条は移動等に要した費用を所有者に請求することを規定いたします。

第13条は、教育財産であった場合の読替規定について、第14条は補則として、ほかに法令に定めがある場合は当該法令に従い処理することについて、第15条は規則への委任規定であります。

附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行するものといたします。

説明は以上です。

○委員長（滝田一郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

大豆生田委員。

○委員（大豆生田春美） まず、所有者が分からない場合どのようにされるのかということと、移動、保管はどこへされるのか、お伺いします。

○委員長（滝田一郎） 総務課長。

○総務課長（遠藤久子） まず、所有者が不明な場合ですけれども、資料としましてフロー図を載せておりますが、警告書を貼り付けて、2か月を経過して、なお調査等をした中で判明しないときには廃物認定という形になっていきます。ただ、廃物認定におきましては、客観的に見て、誰から見てももう乗れないというような状況の車になりますので、そういった状況の車であれば廃物認定をして、廃物の告示から1か月後に廃棄の処理をするというような流れになります。

○委員長（滝田一郎） どこに保管するか。

○総務課長（遠藤久子） 移動するとすれば、最寄りの公共施設になろうかと思いますが、前回中央多目的公園に放置された自動車については、湯津上支所のほうで保管をしておる実績があります。

以上です。

○委員長（滝田一郎） 大豆生田委員。

○委員（大豆生田春美） 請求元が分からなくて廃棄するときには費用が発生すると思うのですが、そういった場合は市が賄うのですか。

○委員長（滝田一郎） 総務課長。

○総務課長（遠藤久子） 原則は、所有者に費用請求ということにしておりますけれども、所有者が分からないということであれば、やはり市の予算の中から廃棄費用を支払うという形になろうかと思えます。

- 委員長（滝田一郎） 大豆生田委員。
- 委員（大豆生田春美） 最近でこのような事例というのが幾つかあったら教えてください。
- 委員長（滝田一郎） 総務課長。
- 総務課長（遠藤久子） 今現在、大田原市放置自動車処理要綱が生活環境課の担当になっているのですが、この要綱に基づいて処分した車というのが、直近だと平成30年に1件ございまして、その前を遡りますと、この要綱ができた平成18年に1台、翌年、平成19年に1台、翌年、平成20年に2台、平成30年に1台ということで合計5台を今現在の要綱に基づいて処分した実績がございます。
- 委員長（滝田一郎） 大豆生田委員。
- 委員（大豆生田春美） それでは、この5台に関しては全部請求元が分かって、請求して支払っていただいたのかどうか、そこだけ。
- 委員長（滝田一郎） 総務課長。
- 総務課長（遠藤久子） 担当が先ほど申した生活環境課になりまして、今資料で分かるのがこの台数だけなので。
- 委員長（滝田一郎） 秋山委員。
- 委員（秋山幸子） 今のでいろいろ分かったのですが、件数的にはさほど多いわけではないのかもしれませんが、予算から支払っていくということはちょっと大変だなと思うのですが、そこでお聞きしますが、例えば第4条の第2項、調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者からの求めがあったときはこれを提示するとあります。また、第3項では、第1項の規定による調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならないとあります。それから、第10条の第2項で、専門的知識を有する者の意見を聴かねばならない。そういうことをいろいろ見てみますと、この放置自動車の処理について、市の職員の仕事としてはすごく多くなるのではないかと考えられるのです。例えば差押えとか、そういうのとはちょっと違って、何か危険が伴ったり、職員の安全を守れるのかなということがちょっと疑問として残りましたので、お聞きします。
- 委員長（滝田一郎） 総務課長。
- 総務課長（遠藤久子） まず、第4条、職員が調査をするのですが、もちろん放置自動車の調査をするに当たりましては、職員だけではなく、恐らく警察とか、関係機関の職員も同行していただいているかと思えます。
- あと、第10条の専門的知識を有する者からということになりますので、こちらは想定されるのは車屋の社員の方に、一緒に見積もっていただくというようなことを想定しております。
- 以上です。
- 委員長（滝田一郎） 秋山委員。
- 委員（秋山幸子） それでは、例えば今警察の話も入りましたが、公共施設等における放置自動車ということで市のほうでやる。もし公道とかであれば警察が担当すると考えてよいのでしょうか。
- 委員長（滝田一郎） 総務課長。
- 総務課長（遠藤久子） 委員おっしゃるとおり、公共施設については市のほうでということで、あとは道路などの放置自動車については道路法が適用になりますので、市ではなく、恐らく警察とか、そういった

ところになるかと思えます。

○委員長（滝田一郎） 秋山委員。

○委員（秋山幸子） 公共施設とか、それから公道とかいうものの区別とか、犯罪性がどうのということはずごく見極めにくいと思うのだけれども、市としては職員がそれに対応することで、その職員の安全は守られると判断しているというふうに解釈してよいですか。

○委員長（滝田一郎） 総務課長。

○総務課長（遠藤久子） 委員おっしゃるとおり、確保されていると考えております。

○委員長（滝田一郎） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武） 皆さん、先に質疑された方でよく分かったのですが、例えば家の近所のことなものですから、中央多目的公園に放置されていましたね、1台。そうすると、これは現在の要綱で処理してくれたという形ですね、この条例の施行が令和8年4月1日からですから。そうすると、新しく条例が制定されて施行するまでの間、今までの要綱で処理していただいたということですから、前の要綱で持ち主に当たったと思うのです。以前私も役所に連絡したことがあった、美原公園に車が放置されていて、中にはタイヤ、ナンバープレートも外されてということがあったものですから、令和8年4月1日からの施行になった場合、そういったナンバープレートがついているのといないのでは全く違うのでしょうか。ただ、ナンバープレートがついていれば早く持ち主が分かるとか、そういう形だけなのでしょうか。

○委員長（滝田一郎） 総務課長。

○総務課長（遠藤久子） まず、中央多目的公園に止められていた放置自動車の処理の適用については、9月の定例会でしたか、都市公園条例を定めて、そこで公園については都市公園条例を適用させるということで今回処理をしたケースだと思います。今まで既存であった大田原市放置自動車処理要綱ではなくて、あくまでも都市公園条例の条例に基づいて処理をした車になると思います。

あと、ナンバープレートがついている、ついていないというところでは、ついていれば所有者を調査するには恐らく有利になるかとは思いますが、車台番号も確認できれば、そういった所有者の調査などには役に立つのかなとは思っております。ナンバープレートだけではなく、車台番号なども確認できると思っております。

以上です。

○委員長（滝田一郎） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武） 今説明をいろいろ聞いていまして、あと他の委員の質疑も答弁いただいたのを聞いていますと、これは本当に自分勝手な都合で放置したり、中には事件性のやつもあると思うのです、盗んできたとかというの。という、処分するのに長い期間が、何か月もかかりますから。そうすると、これは警察の協力も得なくてはならないですけれども、なかなか市にとっては重い負担になってくるし、ときには事件に巻き込まれたり、そういうのまで考えられますので、私はもっと厳しくというのですか。この処理フローを見てみますと、日にちがかかって、1か月経過後とか、そういうので費用を請求するとありますけれども、最後はほとんど、そういった方は最初から払うつもりはありませんから、警察関係と話し合って、もっと重い罰則を考えるべきではないかと思うのですけれども。そういったことは内部ではお話しになったことないのでしょうか。

○委員長（滝田一郎） 経営管理部長。

○経営管理部長（鈴木浩行） ちょっと範囲が広いので、私のほうからお答えします。

まずは、今回都市公園条例に基づいて、9月の議会で対象車両の処理をするために行ったという経緯がございます。今総務課長からお話がありましたように、この要綱によって処理をしていることが、必ずしも今小野寺委員が言ったように、重いというか、請求するに当たって要綱に基づいて行うことが、法的根拠が弱い部分が市としてもありましたので、今回、期間も定めて、費用も請求できることについては、条例に定めたことによって処理をすることが重要であろうということで、これまで以上に厳罰化にはなったのではないかと我々も理解しておりますし、今後は公共施設全てを対象といたしましたので、9月の都市公園を対象としたもののほかに、公共施設または普通財産も含めまして対象としております。先日も内藤議員からご質問があったように、「市営住宅はどうなのだ」となれば、市営住宅については建設部の建築住宅課が所管になりますが、この条例については総務課が今回制定するに当たりまして、総務常任委員会でお諮りさせていただきましたけれども、対象施設が全てにわたりますので、市営住宅であれば建築住宅課が担当になり、美原公園になればスポーツ振興課が担当になり、それぞれ全庁を挙げて、放置をされる方に対して厳罰化させるために、条例化したということと、これ以上例えば罰則ですとか罰金を取るとなると、警察等とも協議をした上で条例を定めなければならないとか、もっとハードルが高いところですけども、これまでのルールよりもより厳しく、市民というか、対住民に対して示せるような規定をつくったということで、これまで以上にルールを明確化させていただいたということでご理解をいただければと思います。

○委員長（滝田一郎） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武） 最後のところなのでですけども、一般の例えば公共料金とか税金とかは、徴収に歩きますね。大田原市以外でも、ほかの市町村にまで出向いて行って徴収するということをやりますね。そういうことをしないと、こういう人は、払うつもりなくて、放置するのですから。行く行くは他の公共料金の徴収と同じような形でいくのかどうかをちょっとお聞きいたします。

○委員長（滝田一郎） 経営管理部長。

○経営管理部長（鈴木浩行） 税金につきましては、法律、条例に基づいて職員が請求させていただくというのは当然のことですけれども、返還に当たっての費用請求ですとか、廃棄するに当たって費用請求、これは市にとっての債権が発生することになりますので、最終的には、債権がなくなる限り市は請求すべきものでありますし、それについての内容については税金同様、市は取らなければならないものであるという認識は変わらないと思います。

○委員長（滝田一郎） ほかに質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

秋山委員。

○委員（秋山幸子） この自動車の移動ということについて、今部長からも聞きましたけれども、警察との協議をして、また厳しい内容でもできる。それから、職員の安全性ということを見ると、窓口でも変な人が来たらすぐ対処するように待機していらっしゃる方もいるという考えをしますと、とても危険性がはらむ問題ではないかなと私は判断いたしまして、その点をきちんとやるべきだなと思います。

○委員長（滝田一郎） ほかに意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第71号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」「異議あり」と言う人あり）

○委員長（滝田一郎） 異議がございますので、採決は起立の方法で行います。

議案第71号につきまして、原案を可とすることに賛成する委員の起立を求めます。

（起立多数）

○委員長（滝田一郎） 起立多数であります。

よって、議案第71号 大田原市公共施設等における放置自動車の処理に関する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第72号 大田原市公共施設等における放置自転車等の処理に関する条例の制定
について

○委員長（滝田一郎） 日程第2、議案第72号 大田原市公共施設等における放置自転車等の処理に関する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

経営管理部長。

○経営管理部長（鈴木浩行） 議案第72号 大田原市公共施設等における放置自転車等の処理に関する条例の制定については、市が管理する公共施設等に自転車等が放置された場合の、放置された自転車等の処理方法等を定めるため新たに制定するものでありまして、初日にご説明をいたしました。改めて総務課長よりご説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○委員長（滝田一郎） 総務課長。

○総務課長（遠藤久子） 議案第72号 大田原市公共施設等における放置自転車等の処理に関する条例の制定についてご説明いたします。

21ページの議案書補助資料を御覧ください。議案の概要であります。先ほどの自動車と同様でございます。市が管理する公共施設等に自転車等が放置された場合に、当該公共施設等の機能を速やかに回復するため、放置自転車等の処理について必要な事項を定めるものであります。

条例の内容についてご説明いたしますので、19ページにお戻りください。第1条は、目的を定めたもので、市有地等の利用上または管理上の障害を除去し、その機能を速やかに回復し、公共施設等の景観の維持を目的とすることを規定いたします。

第2条は、第1号から第4号まで用語の意義を定義し、第3条で放置の禁止について規定いたします。

第4条第1項、第2項で、放置自転車等を発見した際には、市長は職員に放置自転車等の状態、所有者の調査をさせることとし、その際には身分証明書を携帯することを規定いたします。

また、第3項では、調査の権限は犯罪捜査のためではないことを規定いたします。

第5条第1項は、撤去についての警告書の取付けについて、次のページに移りまして、第2項は自転車

の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律に基づき撤去、保管できる旨を規定し、第6条は保管した旨の告示などを行うことを規定いたします。

第7条は、所有者等に返還する場合の手續について規定し、第8条は返還することができない場合は売却または廃棄することができる旨を規定いたします。

第9条は、費用の請求について、第10条は教育財産であった場合の読替規定について、第11条は規則への委任規定であります。

附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行するといたします。

説明は以上です。

○委員長（滝田一郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

大豆生田委員。

○委員（大豆生田春美） 自転車等と書いてあるのですけれども、この「等」は何なのかと、先ほども自動車の処理する流れを教えてくださいましたが、この自転車の処理までの流れを教えてくださいたい。

○委員長（滝田一郎） 総務課長。

○総務課長（遠藤久子） 自転車等の「等」につきましては、いわゆる自転車及び原動機付自転車も含めたということで等としております。

あと、処理の流れにつきましては、まず放置自転車等を発見した場合には、自動車と同じ調査をいたします。その後、警告書の取付けになります。警告書を取付けた後、撤去、保管という流れになりますが、こちらを保管した際には廃棄もしくは売却、自転車の場合は売却も含めた最終的に処理という流れになります。同じく最終的には自動車と同様、所有者に費用の請求ということももちろん規定をしております。

以上です。

○委員長（滝田一郎） 大豆生田委員。

○委員（大豆生田春美） この放置自転車は、今のところどれくらいというのを分かっているのですか、市では。どこにどれくらいとか。

○委員長（滝田一郎） 総務課長。

○総務課長（遠藤久子） 公共施設で放置自転車があるというような通報は、実際ないというところで、都市計画課のほうで確認作業を行っているトコトコ大田原の駐輪場、野崎駅前の駐輪場、こちらは年に1回ほど確認の見回りの作業をやっているのですけれども、ここでも見た目にも乗れないものは廃棄というような形で今は処理をしているということです。

○委員長（滝田一郎） 大豆生田委員。

○委員（大豆生田春美） 先ほど廃棄自動車の場合は、9月にそういうのがあったので、条例という流れになったということですが、この自転車の場合、あまりそれほどではないのかなと思うのですけれども、同じく条例制定になったということはどういう理由なのか、伺います。

○委員長（滝田一郎） 総務課長。

○総務課長（遠藤久子） 放置自動車の条例を制定するに当たって、自転車も野崎とかトコトコの処理に関して明確な条例、要綱というものがなかったので、そういった処理をきちんと条例に基づいてできるよう、併せて今回規定させていただいたところです。

あと、そもそも自転車には、先ほど申し上げました自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律がございましたので、こちらの規定によって処理できていた部分もあります。ただ、今回は市として条例を定めてという流れになったところです。

以上です。

○委員長（滝田一郎） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武） この大田原市の条例改正、これはやはり県のほうで施行されましたね、これに関して。それができたから、大田原市でもという形で今回提出なさっているのでしょうか。

○委員長（滝田一郎） 総務課長。

○総務課長（遠藤久子） 特に栃木県ということは加味していなかったです。栃木県を意識してということはありませんでした。

○委員長（滝田一郎） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武） 自転車の保険の加入を販売所で皆さんなされていると思うのですけれども、だから、放置されている自転車の保険のナンバーで持ち主が分かるのです。町内に度々放置があって、警察に届けるとそれでやるのですけれども、自転車の保険加入なんていうのには関わってこないのですか。

○委員長（滝田一郎） 総務課長。

○総務課長（遠藤久子） 保険というか、登録番号ということによろしいでしょうか。

その登録番号が自転車に貼り付いていれば、そこから所有者の調査というのは行っていきます。

○委員長（滝田一郎） 櫻井委員。

○委員（櫻井潤一郎） 確認なのですけれども、原動機付自転車は125ccを指しているのかと思うのですけれども、それを超える自動2輪の場合は自動車のほうに入るのかどうかというのを質問させていただきます。

○委員長（滝田一郎） 総務課長。

○総務課長（遠藤久子） 委員おっしゃるとおり、125ccまでが原動機付自転車ということになりますので、125cc以上の2輪車につきましては自動車のほうに含まれます。

○委員長（滝田一郎） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（滝田一郎） 意見がないようですので、それでは採決いたします。

議案第72号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（滝田一郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第72号 大田原市公共施設等における放置自転車等の処理に関する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第73号 大田原市職員等の旅費に関する条例の制定について（全部改正）

○委員長（滝田一郎） 日程第3、議案第73号 大田原市職員等の旅費に関する条例の制定について（全部

改正)を議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

経営管理部長。

○経営管理部長（鈴木浩行） 議案第73号 大田原市職員等の旅費に関する条例の制定については、交通機関の料金体系の多様化、宿泊料金の高騰等を踏まえ、国家公務員等の旅費制度が改正されたことに伴い、旅費制度の見直しを行うため全部を改正するものでありまして、初日にご説明をいたしました。改めて総務課長よりご説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○委員長（滝田一郎） 総務課長。

○総務課長（遠藤久子） 議案第73号 大田原市職員等の旅費に関する条例の制定についてご説明いたします。

30ページを御覧ください。議案の概要であります。デジタル化の進展、交通機関の料金体系の多様化、宿泊料金の高騰等を踏まえた経済社会情勢の変化に対応するとともに、事務負担の軽減等を図るため、国の改正に準じ、大田原市職員等の旅費支給条例の全部を改正するものであります。

まず、1の条例の名称につきまして、大田原市職員等の旅費に関する条例に変更いたします。

また、2の旅費の支給対象となる者につきましては、市職員及び市から私人等に対して旅行依頼する者といたします。

続いて、3の主な改正点といたしまして、1点目は宿泊費を定額から、宿泊する都道府県ごとに上限額以内の実費に変更するものです。

2点目は、日当を廃止するものです。

3点目は、宿泊手当の新設になります。宿泊手当は、1夜当たり2,400円の定額を基準として支給されるものですが、パック旅行などで朝食などがセットになっている場合には減額の対象になります。

4点目は、交通費と宿泊費がセットになったパック旅行を対象とした包括宿泊費を新設するものです。

5点目は、旅費の旅費提供役務提供者として、市と提携した旅行者への直接支払いが可能となるものです。

6点目は、車賃を廃止し、その他交通費として自家用自動車、路線バス、タクシー、レンタカーの区分を新設するものです。

7点目は、自家用自動車の公務使用に係る旅費支給金額を、現行の1キロメートル当たり37円、また市内出張の場合は排気量ごとの額から一律1キロメートル当たり20円に変更するものです。

8点目は、新幹線の使用に係る100キロメートル以上の距離制限を廃止するものです。

9点目は、職員の出張命令と、市から私人等による旅行を依頼する場合とに区分することを規定いたします。

次のページに移りまして、旅費制度の変更の概要についてですが、1は旅費種目新旧比較表になりまして、変更内容につきましては先ほどご説明したとおりでございます。

次のページに移りまして、中ほど、2の支給基準は支給額や添付する証憑書類など、変更後の支給基準でございます。

34ページに移りまして、中ほどの表につきましては、自家用自動車を利用した際の定額の積算根拠になります。国土交通省の統計データを基に、普通車1リットル当たりの走行距離を9.6キロメートルとし、令和7年度上半期の燃料単価から燃料費相当額を概算として20円の定額といたしました。

3は、宿泊費基準額になりまして、都道府県ごとに定められた1夜当たりの基準額範囲内の実費額で旅費を支給するものであります。

続きまして、条例の内容について説明いたしますので、22ページの議案書を御覧ください。大田原市職員の旅費支給条例の全部改正でありまして、名称を大田原市職員等の旅費に関する条例と改めます。

第1条は趣旨について、第2条は第1号から第7号まで用語の意義を定義し、次のページに移りまして、第3条は旅費の支給について規定しています。

次のページに移りまして、第4条は出張命令等に関する内容を規定し、第5条は出張命令等に従わない旅行についての規定、第6条は旅費の種類を規定するもので、その他交通費、包括宿泊費、宿泊手当などを追加し、車賃、日当などを廃止するものであります。

次のページに移りまして、第7条は旅費の計算について、第8条は旅費の請求手続について、第9条は鉄道賃について規定し、特別急行列車を利用する旅行で片道100キロメートル以上などの規定を削除するものです。

次のページに移りまして、第10条は船賃について、第11条は航空賃について、第12条はその他交通費について、第1号から第4号におきまして自家用自動車、路線バス、タクシー、レンタカー、それぞれを規定するものであります。なお、自家用自動車につきましては、1キロメートル当たり20円の定額とするものであります。

次のページに移りまして、第13条は宿泊費について、先ほどの説明のとおり、都道府県ごとの上限額以内の実費額とするものです。

第14条は、包括宿泊費として、交通費と宿泊費がセットになったパック旅行を対象とする規定としております。

第15条は、宿泊手当について、1夜当たり2,400円の定額とするものであります。なお、朝食又は夕食つきの場合は1,600円、朝食及び夕食つきの場合は800円に減額するものとしております。

第16条は転居費について、第17条は着後滞在費について、次のページに移りまして、第18条は家族移転費について、第19条は渡航雑費について、第20条は退職者等の旅費について、第21条は遺族の旅費について、第22条は外国旅行の旅費について、第23条は旅費の調整について、第24条の旅費の返納については、第2項におきまして、支払う給与又は旅費の額から差し引くことができることを規定するものです。

次のページに移りまして、第25条は規則に委任する規定であります。

附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行するとしております。

附則第2項で、大田原市証人等に対する実費弁償に関する条例の廃止、附則第3項以降は経過措置で、第3項で施行日前後の旅費の決定等、第4項で旅費の喪失等、第5項で旅費の返納等のそれぞれ経過措置を規定しております。

説明は以上でございます。

○委員長（滝田一郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

大豆生田委員。

○委員（大豆生田春美） 本会議でも自家用車について、齋藤藤男議員が質問したのですけれども、ほとんどは公用車だから問題ないのかと思っているのですけれども、自家用車の場合、ガソリンは上がったたり下がったり結構しますね。これからは下がっていくのではないかとと思っているのですが、いつ上がるか分からなくて、こういったときの基準日は決めないのですか。一定の金額がずっとあったけれども、急に上がったら、例えばどれぐらいたったら、1キロメートル当たりの金額を上げるとか下げるとか、そういった基準日というのは設けないのですか。

○委員長（滝田一郎） 経営管理部長。

○経営管理部長（鈴木浩行） お答えいたします。

今回37円から20円になったということで、この37円は、私が市役所に入った三十数年前からずっと同じであったと。これが正しかったのかどうかというのもあるのですけれども、今回国の改正があって、国の基準が20円なので、それに合わせております。国も基準日を定めてごさいませんし、例えば電気自動車に乗っている方はどうなのだという議論もあったり、軽自動車に乗っている方と排気量の大きい車でいった方にそれぞれ算出するのかというのと、それも算出しません。20円が損か得かといいますと、今までよりは損はしてしまうけれども、ガソリン代が今の倍になるとか、半分になってしまうとなれば、国も改正すると思いますので、今回ほかの規定もそうですけれども、国の基準に合わせて20円という算出根拠を示させていただきました。今回は基準日は定めておりませんが、国の基準に合わせて、37円から20円になったということで、より現実に見合った改正になったとご理解をいただければと思います。

○委員長（滝田一郎） 大豆生田委員。

○委員（大豆生田春美） そうすると、国の基準がまた変わったときは、それに合わせて変えるということですね。

○委員長（滝田一郎） 経営管理部長。

○経営管理部長（鈴木浩行） そのように改正するのがやはり正しい改正になると思いますので、そういった際は合わせていきたいと考えております。

○委員長（滝田一郎） 小野寺委員。

○委員（小野寺尚武） 今回の改正の背景が、今お話あったようにいろいろ条例に載っていますから、あると思うのですけれども、大田原市の職員にとりましてはこの条例改正というのが働きやすい環境になったのかどうか。どうなのでしょう、そこら辺のところの意見は。

○委員長（滝田一郎） 総務課長。

○総務課長（遠藤久子） 働きやすくするために改正を行ったという意識であります。やはりパック旅行など今広く浸透してきておりますし、今まで使えなかったものが、実際に改正することで使用できるようになりますし、あと宿泊費などにつきましても都道府県ごとで上限額が決められておりますが、今までは職員の級によって宿泊費なども決められておりましたので、どうしても東京などで泊まる場合には職位が低い者にとっては少し自分の実費を出してというところもあったかと思いますが、そういった金額的な面でも少し負担は減っていくのかなというところは考えております。

以上です。

○委員長（滝田一郎） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（滝田一郎） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第73号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（滝田一郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第73号 大田原市職員等の旅費に関する条例の制定について（全部改正）は、原案を可とすることに決しました。

◎議案第74号 市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○委員長（滝田一郎） 日程第4、議案第74号 市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

経営管理部長。

○経営管理部長（鈴木浩行） 議案第74号 市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、大田原市職員の旅費支給条例の全部改正に伴い、市長等の旅費の支給に関し、大田原市職員等の旅費に関する条例を準用するなど、関連する条例について一括して改正するものでありまして、それぞれ初日にご説明いたしましたが、改めて総務課長よりご説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○委員長（滝田一郎） 総務課長。

○総務課長（遠藤久子） 議案第74号 市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

40ページの議案補助資料を御覧ください。議案の概要であります。市長等の旅費の支給に関しまして、大田原市職員の旅費支給条例に日当、宿泊料及び食事料の支給額を規定しておりましたが、当該条例の全部改正に伴い、市長等の旅費の支給に関する規定を削除することから、新たに市長等の給与に関する条例に大田原市職員等の旅費に関する条例を準用する規定を加えるため、関係部分を改正するものであります。

また、大田原市職員の旅費支給条例の題名を引用する条例の関係部分を改正、また所要の見直しをするため、市長等の給与に関する条例を含めた5つの条例を一括改正するものであります。

議案の内容につきましてご説明いたしますので、35ページにお戻りください。新旧対照表の改正前の欄に掲げる規定を、同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正いたします。第1条は、市長等の給与に関する条例の一部改正で、第1条で所要の見直しを行い、第5条で旅費支給の準用規定を追加するものです。

次のページに移りまして、第2条は大田原市固定資産評価審査委員会条例の一部改正になりまして、第1条、第3条、第4条、第8条及び第11条は所要の見直しを行い、次のページに移りまして、第13条で条例の題名を変更し、第14条につきましても所要の見直しを行うものであります。

第3条は、大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正になりまして、次のページに移りまして、第3条第1項及び第2項は所要の見直しを行い、第3項で条例の題名を変更するものであります。

第4条は、大田原市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正で、第13条第1項は所要の見直しを行い、第2項で条例の題名を変更するものであります。

第5条は、大田原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正になりまして、次のページに移りまして、第30条第1項は所要の見直しを行い、第2項で条例の題名を変更するものであります。

附則におきまして、この条例は令和8年4月1日から施行することといたします。

説明は以上です。

○委員長（滝田一郎） 説明が終わりました。

質疑を行います。

秋山委員。

○委員（秋山幸子） ちょっと確認したいのですが、先ほどは職員の旅費の改正なのですが、今回市長等の給与に関するという題名がついているのですが、例えば人事院勧告だったりすると、職員の給料の上限とかは勧告で出ますけれども、それには市長ほか三役は当たらないというふうに書かれているのですが、この場合は国の特別職と同じ扱いということで、市長などについても旅費の変更が規定されるということでよいのでしょうか。

○委員長（滝田一郎） 総務課長。

○総務課長（遠藤久子） 市長等の「等」につきましては、市長、副市長及び教育長を含むということで規定しております。

以上です。

○委員長（滝田一郎） 秋山委員。

○委員（秋山幸子） それでは、例えば人事院勧告では、この三役というか、市長、副市長、教育長については該当しないというのが規定されているのですが、これはそれ以外で、国の特別職と同じ扱いということで、市長等も改定に関する規定で変えられるということでよいのかしら。

○委員長（滝田一郎） 総務課長。

○総務課長（遠藤久子） この条例で、市長、副市長、教育長も私たち職員と同じような形で適用することで改正を今回しております。

○委員長（滝田一郎） ほかに質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（滝田一郎） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第74号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(滝田一郎) 異議なしと認めます。

よって、議案第74号 市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第75号 公益的法人等への大田原市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長(滝田一郎) 日程第5、議案第75号 公益的法人等への大田原市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

経営管理部長。

○経営管理部長(鈴木浩行) 議案第75号 公益的法人等への大田原市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、今後、市職員の派遣の見込みがないなどの理由から、公益的法人等の規定を削除するため、関係部分を改正するものでありまして、それぞれ初日にご説明いたしましたが、改めて総務課長よりご説明いたしますので、よろしくお願いたします。

○委員長(滝田一郎) 総務課長。

○総務課長(遠藤久子) 議案第75号 公益的法人等への大田原市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

42ページの議案書補助資料を御覧ください。議案概要でございますが、市職員を公益的法人等に派遣するためには、対象となる公益的法人等を条例で定める必要があります。職業訓練法人大田原地域職業訓練センター管理公社については、令和7年3月31日をもって解散し、本定例会において同センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例が上程されておりますことから、今後市職員を派遣することがなくなること、併せまして学校法人磯島学園につきましては、令和3年度のゆづかみ保育園民営化の際に、円滑な移行を進めることを目的に市職員の保育士を派遣するため対象に加えましたが、令和4年度をもって派遣を取りやめ、今後においても同法人に対して市職員を派遣する見込みがないことから、両法人について市職員を派遣することができる法人等から除くため、改正を行うものであります。

41ページにお戻りください。議案の内容でございますが、第2条各号に掲げる職員を派遣することができる団体のうち、第1号の職業訓練法人大田原地域職業訓練センター及び第7号の学校法人磯島学園を削り、第2号から第6号までをそれぞれ1号ずつ繰り上げます。

附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行することといたします。

説明は以上です。

○委員長(滝田一郎) 説明が終わりました。

質疑を行います。

小野寺委員。

○委員（小野寺尚武） 委員長にまず了解をいただきたいのですけれども、条例の制定についてに直接関わらないのですけれども、1点だけお聞きしたいのですが、よろしいですか。

○委員長（滝田一郎） 手短にお願いします。

○委員（小野寺尚武） この職業訓練センター。後の活用というのは出ているのですか、庁内で。

○委員長（滝田一郎） 総務課長。

○総務課長（遠藤久子） 今のところ明確な利用、活用というのは出ておりません。

○委員長（滝田一郎） ほかに質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（滝田一郎） 意見がないようでありますので、それでは採決いたします。

議案第75号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（滝田一郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第75号 公益的法人等への大田原市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

ここで、執行部は退席していただいて結構でございます。ご苦労さまでした。ありがとうございました。

（執行部退席）

◎総務常任委員会の閉会中の継続調査申出について

○委員長（滝田一郎） 次に、日程第6、総務常任委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

この案件につきましては、タブレットにあります調査事件につきまして議会閉会中も継続調査をしたい旨、会議規則第109条の規定に基づき議長に申し出たいので、委員の同意を求めるものであります。

タブレットには、昨年と同じものを掲載していますが、内容に関し具体的なものを取り上げることもできます。具体的なものがあれば追加をいたしますが、昨年と同じであればそのまま提出いたします。委員の皆様に一読していただき、内容をご確認いただければと思います。

（内容確認）

○委員長（滝田一郎） 内容をご確認いただけましたでしょうか。

それでは、同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（滝田一郎） ご異議なしと認めます。

よって、総務常任委員会の議会閉会中の継続調査申出については、別紙調査事件のとおり議長に申し出ることといたします。

◎散 会

○委員長（滝田一郎） 以上で当委員会に付託されました案件については審査が終了いたしました。
これにて総務常任委員会を散会いたします。

午前11時00分 散会

総務常任委員会 委員長
